



みのる法律事務所
 弁護士 千田 實
 〒021-0853
 岩手県一関市字相去57番地5
 TEL:0191-23-8960
 FAX:0191-23-8950

みのる法律事務所便り
 第381号
 令和4年1月



い な べ ん だ べ ん く
 田舎弁護士の駄弁句 (109)

ひとごとと 思えし傘寿 我が事に
 せま 通り来たりて 何かせねばど



令和4(2022)年1月1日

あおぞらうきよのすて
 青空浮世乃捨

80歳の祝を傘寿と言うことを知りました。そんな時が自分には来ないと思っていましたので、今年の5月20日の誕生日が来ますと自分が80歳となり、傘寿を祝う年になったことに気付き、いささか戸惑っています。祝うべきかなど、どうしてよいかわからずに、まごついています。

去年令和3(2021)年の秋頃に、高校時代の畏友から、「来年は傘寿だ。ビックリしている」という手紙をもらって以来、自分もビックリしなければならないという気持ちと何かしなければという気持ちになってしまいました。

それ以来「傘寿をどのように迎えたらよいのだろうか。何をしたらよいのだろうか」ということが気になり出しました。

何かやろうかと言っても、自分が好きでやれることは、駄弁本を書くことしかないのです。『80歳記念本』を出すことに決めました。

80歳と言ったら、年寄りです。ですが、現代は、「人生100年時代」です。誰でも100歳まで生きる可能性があります。まだまだ生きなければならないかもわかりません。そこで『人生100年時代の年寄りの生き方』を発刊することにしました。

令和4年もよろしく願います。



田舎弁護士の駄弁句

110

年寄りは ちからおとろ 力衰え にぶ 鈍くなる

ち え かねひと 知恵金人で 楽しみ尽くす



令和4 (2022) 年1月1日

あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

『80歳記念本』の1冊として、『年寄りの心得と進化論』を書いてみました。書いていうちに気付きました。年寄りとなって、体力は衰えました。感覚は鈍くなりました。

ですが、経験則と知恵は増え、深くなりました。いくらかの金と人脈ができました。

この知恵と金と人脈で、人生100年時代を楽しみ尽くさなければ、この世に生み出され、長生きさせてもらっている意味がありません。

これからの人生を楽しみ尽くすため、年寄りとなって身に付けた知恵、金、人脈を惜まず使い切りましょう。

後の人のために、知恵と金と人脈を残すことなどできません。金は残せそうですが、金は残してはなりません。相続争いの火種となります。

残すなら、生き方の教えと、いい思い出にしたいものです。そんな思いで、『80歳記念本』の1冊を書いてみます。

80年間生かされてきて、生き方の教えと言えるものは失敗によって得た知恵です。思い出はいい人に出会って良かったという感謝の心です。人生80年間生かされ、身に付いた知恵と感謝の心については『人生100年時代の年寄りの生き方』と題して『80歳記念本』の1冊として出したいと考えています。

80歳まで生かされてきた内の50年以上は、地方弁護士をさせてもらっています。地方弁護士としての思い出と感謝の心があります。地方弁護士としての思い出と感謝の心は『地方弁護士の役割と在り方』と題して、これも『80歳記念本』の1冊として出したいと考えています。

地方弁護士の役割と在り方



地方弁護士となったのは、昭和46(1971)年4月でした。28歳でした。令和4(2022)年で丸52年となります。半世紀を超えてしまいました。

令和3(2021)年には、日本弁護士連合会から弁護士50周年表彰ひょうしょうを受けました。「表彰」という字を手許の国語辞典で調べると「よいおこないや功績を、広く世間こほめ知らせること」とありました。

表彰とは、そういうものだとすれば貰もらうわけにはいきません。辞退しなければなりません。もらう資格がないのです。私は弁護士として、よいおこないもしていないし、功績もありません。むしろよくぞここまで弁護士会から懲戒ちやうかいを受けることもなく、国からも犯罪者とされることもなかったと、その運の良さに感謝している身です。

そのことを話し、表彰状と記念品を返すべきでしたが、日弁連も私がよいおこないをしたとか、功績があったと評価したのではなく、ただ50年間弁護士をやったという事実を認めただけであることは知っていますので返しませんでした。

国が私に勲章をくれるなどと言い出したら絶対に受け取りません。私は国の役には立っていませんし、国の役には立ちたくないのです。むしろ国とは闘たたかい続けたいのです。ですから、公務員とはならないで弁護士となったのです。昔はこれを「野に下る」などと言ったそうです。私は野に咲きたいのです。一度限りの人生を自分の生きたいように生きてみたいのです。

国から干渉されずに、国に対し言うべきことを言う。それが憲法の番人である弁護士の役割だと信じて疑わないのです。憲法は国家権力が国民の権利を侵害することを禁じたものです。国家の機関が国民の権利を侵害したら誰が守るのでしょうか。立法機関である国会でしょうか。行政機関である内閣でしょうか。司法機関である裁判所でしょうか。

もっと具体的に言うと、国会議員の先生方でしょうか。安倍元首相や菅前首相や岸田現首相をトップとするお役人でしょうか。はたまた裁判官でしょうか。裁判所でしょうか。

国家機関であるこれらの方々には国家機関内部から国民の権利を守ってもらいたいのは当然です。国家の機関は、「国家の奉仕者ほうししや」と呼ばれることがあります。国民主権国家においては「国民の僕しもべ」とも言われる立場なのです。しかし、現実にはどうでしょ

うか。安倍政権時代の桜を観る会やモリカケ問題などを見ていると権力を握った者、それにも盲従する議員や役人のだらしなさ。許せますか？

国家機関内部はだらしないのです。お互いに^{かば}庇い合い、国の機関の悪いところ^{かく}を隠しているようにさえ見えます。任せ切りには出来ません。国家機関の不正を^{あば}暴き、国家機関が国民の権利を侵害することを止めさせるのは、主権者である国民自身なのです。

そうは言っても個々の国民がどのようにしたら国家機関に立ち向かったらよいかは難しい問題です。そこにこそ弁護士の役割があるのです。弁護士は憲法自身が認めた憲法の番犬としての役割が在るのです。弁護士は国家機関が憲法に違反したり、国民の権利を侵害したりした場合には国家機関の外部から吠えて国家機関に反省を求め、国民に警告を発しなければなりません。野に咲く花として、その存在感を示さなければなりません。

地方弁護士だからと言って、この弁護士の役割を忘れてはなりません。普段は、離婚の一方当事者から金を貰い、相手の落ち度を見付け、クライアント(依頼者)代わってクライアントの言い分に1~2割色を付けた書面を作成し、裁判所に提出することも仕事ですから、それもやらざるを得ません。また、親子、兄弟間で、誰かが残した遺産を巡って争っている場合に、誰かの代理人となって、ぶんどり合戦をすることも止むを得ません。

ですが地方弁護士も、憲法の番犬としての役割があることを忘れてはならないのです。地方弁護士業も商売であり、これによって生計を立てなければなりませんから、商売として成り立つようしなければならぬ面があることは当然です。憲法の番犬としての役割と、商売としての弁護士業のバランスの取り方など、地方弁護士業にも問題は山積みしています。

地方で弁護士をさせてもらい半世紀も過ぎ、年齢も傘寿を迎えそうです。『80歳記念本』を出すに際し、その1冊として『地方弁護士の役割と在り方』を書いています。正直に申します。いま地方弁護士業は、収入減、所得減で四苦八苦しています。この先、地方弁護士業界はどしたらよいかという問題もあります。そこで地方弁護士業50年の経験と知恵に基づき、『地方弁護士の役割と在り方』を『80歳記念本』の1冊として発刊することをこの事務所便りで宣言し、それをエネルギーにして前に進みたいと思います。

